吹田市個人情報保護制度の運用状況

令和７年度（2025 年度）

市民部 市民相談室 情報公開担当

第１　個人情報保護制度の運用状況

１　個人情報保護制度の主な沿革

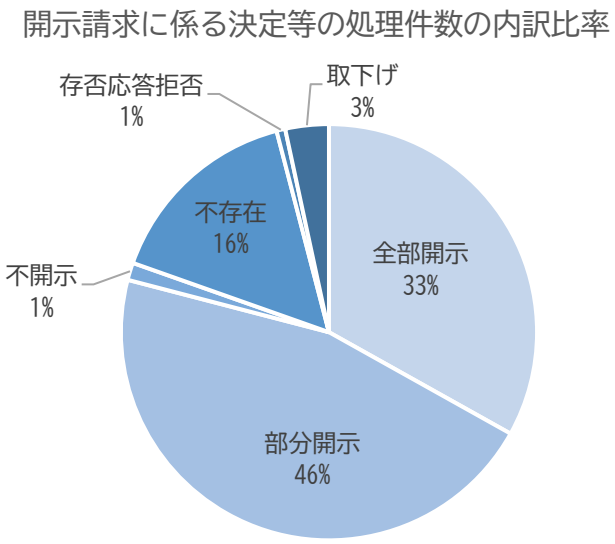
昭和 56 年 （1981 年）	「吹田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」施行
平成 14 年 （2002 年）	「吹田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」廃止 「吹田市個人情報保護条例」施行
平成 17 年 （2005 年）	「吹田市個人情報保護条例」改正 ※ 個人情報の保護に関する法律等の制定を受け、罰則規定の新設、受託者及び指定管理者に関する規定整備
平成 21 年 （2009 年）	「吹田市個人情報保護条例」改正 ※ 統計法の全部改正に伴う規定整備
平成 25 年 （2013 年）	「吹田市個人情報保護条例」改正 ※ 個人情報保護審議会への市議会議員参画の見直し
平成 26 年 （2014 年）	「吹田市個人情報保護条例」改正 ※ 市立吹田市民病院の地方独立行政法人化に伴い、病院事業管理者を実施機関より削除
平成 27 年 （2015 年）	「吹田市個人情報保護条例」改正 ※ マイナンバー法の施行に伴う特定個人情報の保護に係る措置についての規定整備
平成 28 年 （2016 年）	「吹田市個人情報保護条例」改正 ※ 行政不服審査法の全部改正に伴い、情報公開・個人情報保護審査会における取扱いについて規定整備
平成 29 年 （2017 年）	「吹田市個人情報保護条例」改正 ※ マイナンバー法の一部改正に伴う規定整備
令和３年５月 （2021 年）	個人情報の保護に関する法律改正法公布 ※　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第 51 条による改正
令和４年４月 （2022 年）	個人情報の保護に関する法律令和３年改正法一部施行 ※ 国の行政機関及び独立行政法人等に法適用
令和５年４月 （2023 年）	個人情報の保護に関する法律令和３年改正法全部施行 ※ 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に法適用 ※　「吹田市個人情報保護条例」は３月 31 日をもって廃止 「吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例」施行

２　開示等請求の状況について

（１）処理状況

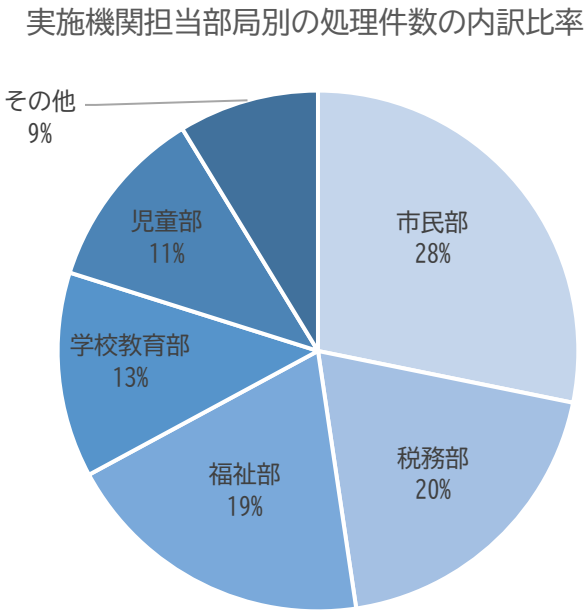
令和７年度(2025 年度)における個人情報保護制度による保有個人情報の開示等の決定等件数は 149 件と前年度に比べて 41 件の増加、割合において 38.0%の増加となり、請求件数では 108 件と前年度に比べて 25 件の増加、割合において 30.1%の増加となっています。

決定等の処理件数の内訳は、開示請求については、全部開示決定が 49 件、部分開示決定が 68 件、不開示決定が 2 件、文書不存在が 23 件、存否応答拒否が 1 件、取下げが５件でした。訂正請求については、訂正しない旨の決定が 1 件でした。なお、利用停止請求はありませんでした。



実施機関別の処理件数の内訳は、市長に対する請求が 125 件、教育委員会に対する請求が 19 件、農業委員会に対する請求が 1 件、消防長に対する請求が 4 件、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者に対する請求はありませんでした。

また、実施機関の担当部局別で分類しますと、市民部が 42 件、税務部、福祉部が各 29 件、学校教育部が 19 件、児童部が 17 件、消防本部が 4 件、健康医療部、都市計画部が各 3 件、環境部、土木部、農業委員会事務局が各 1 件でした。



149 件の開示等決定を事務事業の内容から分類すると、主なものは次のとおりでした。

内容	件数
戸籍、住民票等の交付申請等に関するもの	37
各種相談記録に関するもの	14
固定資産税に関するもの	24
学校教育に関するもの	18
介護保険の要介護認定等に関するもの	8
その他	48

（２）審査請求の状況

保有個人情報開示等決定に対する審査請求はありませんでした。

３　個人情報ファイルの状況

（１）個人情報ファイル簿の作成・公表状況

本市が保有する個人情報ファイル（保有個人情報を含む情報の集合物であって、検索することができるよう体系的に構成したもの）について、個人情報の保護に関

する法律（以下「法」という。）75 条に基づき、所定の事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、本市ホームページで公表するとともに、行政資料閲覧コーナーに配架しています。

令和７年度末時点での個人情報ファイル簿の数は 173 となっています。実施機関別の内訳は、次のとおりです。

実施機関名	作成・公表数
市長	139
教育委員会	21
選挙管理委員会	1
公平委員会	0
監査委員	0
農業委員会	0
固定資産評価審査委員会	0
水道事業管理者	6
消防長	6
合計	173

（２）個人情報ファイルに係る記録情報の利用目的以外の利用・提供の状況

法 69 条１項は、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない旨を規定し、同条２項は、前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる場合について規定しています。

同条２項２号が規定する、「行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」に該当するとして、市の機関の内部で利用した個人情報ファイルが３件ありました。

ア　軽自動車税管理情報ファイル

公道における安全運行の確保を目的に放置された原動機付自転車について対策を講じるため、市民税課が保有する当該ファイルに含まれる原動機付自転車の所有者に関する情報を道路管理者（利用先：道路室）が利用。

イ　児童扶養手当受給者台帳ファイル

子供の習い事費用助成事業の遂行にあたり対象者を抽出するため、子育て給付課が保有する当該ファイルに含まれる児童扶養手当対象者に関する情報を子育て政策室が利用。

ウ　ひとり親医療受給者台帳ファイル

子供の習い事費用助成事業の遂行にあたり対象者を抽出するため、子育て給付課が保有する当該ファイルに含まれるひとり親医療受給者に関する情報を子育て政策室が利用。

また、同項３号が規定する、「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」に該当するとして、他の地方公共団体に提供した個人情報ファイルが１件ありました。

ア　軽自動車税管理情報ファイル

公道における安全運行の確保を目的に放置された原動機付自転車について対策を講じるため、市民税課が保有する当該ファイルに含まれる原動機付自転車の所有者に関する情報を他の地方公共団体に提供。

第２　審査会・審議会の開催状況

１　吹田市情報公開・個人情報保護審査会（個人情報保護関係）の開催状況

吹田市情報公開・個人情報保護審査会は 12 回開催しました。そのうち個人情報保護に係る開催状況については次のとおりでした。

（注：吹田市情報公開・個人情報保護審査会では、「吹田市情報公開条例」に基づく公開請求に係る審査請求についても実施機関からの諮問を受けて審査を行いますが、ここでは当該審査分は含んでいません。情報公開制度の運用状況を御参照ください。）

（１）令和７年度第５回（令和７年（2025 年）８月）

学校教育部学校教育室の保有個人情報不開示決定及び保有個人情報不存在

不開示決定に対する審査請求の諮問説明

（２）令和７年度第６回（令和７年（2025 年）９月）

学校教育部学校教育室の保有個人情報不開示決定及び保有個人情報不存在不開示決定に対する審査請求の調査審議

（３）令和７年度第７回（令和７年（2025 年）10 月）

学校教育部学校教育室の保有個人情報不開示決定及び保有個人情報不存在不開示決定に対する審査請求の調査審議

（４）令和７年度第８回（令和７年（2025 年）11 月）

ア　学校教育部学校教育室の保有個人情報部分開示決定に対する審査請求の諮問説明

イ　学校教育部学校教育室の保有個人情報不開示決定及び保有個人情報不存在不開示決定に対する審査請求の調査審議

（５）令和７年度第９回（令和７年（2025 年）12 月）

ア　学校教育部学校教育室の保有個人情報部分開示決定に対する審査請求の調査審議

イ　学校教育部学校教育室の保有個人情報不開示決定及び保有個人情報不存在不開示決定に対する審査請求の調査審議

（６）令和７年度第 10 回（令和８年（2026 年）１月）

ア　学校教育部学校教育室の保有個人情報部分開示決定に対する審査請求の調査審議

イ　学校教育部学校教育室の保有個人情報不開示決定及び保有個人情報不存在不開示決定に対する審査請求の調査審議

（７）令和７年度第 11 回（令和８年（2026 年）２月）

学校教育部学校教育室の保有個人情報部分開示決定に対する審査請求の調査審議

（８）令和７年度第 12 回（令和８年（2026 年）３月）

学校教育部学校教育室の保有個人情報部分開示決定に対する審査請求の調

査審議

２　吹田市個人情報保護審議会の開催状況

個人情報保護審議会は、１回開催されました。諮問案件に対しては、いずれも妥当であるとの答申がなされました。

開催日　令和７年（2025 年）８月 20 日（水）
案　件　（１）諮問案件
ア　マイナンバー法に基づく住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について（市民部　市民課）
イ　マイナンバー法に基づく個人住民税の賦課に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について（税務部　市民税課）
（２）令和６年度個人情報保護制度の運用状況について